



IBCLC の業務範囲

【SCOPE OF PRACTICE FOR IBCLCs】

国際認定ラクテーション・コンサルタント（IBCLC）は、母乳育児とヒトの乳汁分泌に関する専門知識と臨床技術を備えており、ラクテーション・コンサルタント資格試験評議会（IBLCE）がその資格認定を行なっています。

この業務範囲には、IBCLC が教育を受けて、業務として認められた活動が含まれています。

この業務範囲の目的は、すべての IBCLC が安全で適切、かつ根拠に基づいた支援を確実に提供することにより人々を保護することにあります。IBCLC は国際資格なので、この業務範囲は IBCLC が活動するすべての国あるいは場面で適用されます。

IBCLC には、以下の項目を行なうことによりその資格の基準を維持する義務があります。

- ・ 「IBLCE の倫理規範」、「IBCLC 業務の臨床能力」、「ILCA による業務基準」の枠組みの中で業務を行うこと。
- ・ 母乳育児中の家族を支援するときには、「IBLCE の試験概要」に定めた学科について、知識と根拠を統合すること。
- ・ それぞれの地理的・政治的な地域や場面における法的枠組みの中で業務をすること。
- ・ 定期的な継続教育を通し、知識や技術を維持すること。

IBCLC は、以下の項目を行なうことにより母乳育児を保護、推進、支持する義務があります。

- ・ 母乳育児とヒトの乳汁分泌に関して女性、家族、保健医療専門家およびコミュニティを教育すること。
- ・ 母乳育児を保護、推進、支持する政策や方針を開発していくこと。
- ・ 母乳育児が子どもの食事の標準であることを提唱する者として行動すること。
- ・ 女性と家族に対して妊娠前から卒乳まで、全人的で根拠に基づいた母乳育児支援を提供すること。
- ・ クライアント、保健医療専門家、コミュニティの人々に教えるときは、成人教育の原則を用いること。
- ・ 「母乳代替品のマーケティングに関する国際規準」と世界保健総会のその後の決議に従うこと。

IBCLC は、以下の項目を行なうことにより母親と家族に対して適切なサービスを提供する義務があります。

- ・ 母親、子ども、授乳に関して、母乳育児に関連した総合的なアセスメントを行うこと。
- ・ 母親とのコンサルテーションを通して、個別的な授乳計画を作成し、実行すること。
- ・ 授乳中に使用する薬剤（市販薬、処方薬）、アルコール、タバコ、麻薬についての情報とそれらの母乳産生と子どもへの影響について根拠に基づいた情報を提供すること。
- ・ 授乳中の補完代替療法と、それらの母乳産生と子どもへの効果に関しての根拠に基づいた情報を提供すること。
- ・ 母乳育児の文化的、社会心理的、栄養的な側面を統合すること。
- ・ 母親が母乳育児の目標を達成できるように、支援し励ますこと。
- ・ クライアントや保健医療専門家と関わる際には、効果的なカウンセリング技術を使用すること。

- ・ クライアントと協働的で支援的關係性を保ちながら、家族中心の支援（ファミリーセンタードケア）の原則を用いること。

IBCLC は以下を行なうことにより、母親と子どもの主治医や医療機関に対して真実を詳細に報告する義務があります。

- ・ 提供したサービスに関連するすべての情報を記録し、必要に応じて、その地域で法的に規定された期間保存する。

IBCLC は、以下を行なうことによりクライアントの秘密を保持する義務があります。

- ・ 母親と家族のプライバシー、尊厳、秘密を尊重すること。

IBCLC は以下の項目に関して、相応の努力と注意を払って対応していく義務があります。

- ・ 根拠に基づいた、利益相反のない情報を提供することによって、家族が子どもの授乳に関して決定する際の援助をすること。
- ・ 要請に応じて、継続したサービスを提供すること。
- ・ 必要に応じて、他の保健医療提供者やコミュニティの支援者へ照会すること。
- ・ 女性と家族に調和の取れたサービスを提供するために、保健医療チームの一員として機能し貢献すること。
- ・ 他の保健医療チームと相互に協力して働くこと。
- ・ 業務を行っている国や地域の刑法のもとで罪を犯していると認められた場合や、他の専門職による制裁措置を受けた場合には、IBLCE に報告すること。
- ・ 「IBCLC の業務範囲」に含まれない業務を行っている IBCLC がいる場合には、IBLCE に報告すること。

・ ©IBLCE—2008年3月 IBLCE 採択

(2008年8月24日 井村真澄 光岡由美 訳)

(2011年1月9日 一部改定)